

公的統計の課題等に関する「議論の方向性」について（第4WG関係抜粋）

本資料は、第6回基本計画部会の資料3「公的統計が直面している障害に関する各府省意見」の「議論の方向性」欄について、各委員から意見を提出していただき、統計委員会担当室において整理したものの。

(敬称略)

課 題	これまでの取組	直面している障害	議論の方向性
2 統計の作成関係			
(1) 行政記録の活用			
<ul style="list-style-type: none"> 行政記録の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○「経済センサス」において、商業登記における法人の名称・所在地情報等を活用。 ○新統計法（平成 21 年春全面施行予定）において、行政記録情報の提供に関する協力の要請、情報の適切な管理、守秘義務等を規定。 	<ul style="list-style-type: none"> ○各行政記録ごとに定義が異なる情報が含まれるなど事業所の照合が困難（所要の分析を行う必要）（総務省）。 ○統一コードが存在しないため、異なる情報間での事業所の照合が困難（総務省）。 ○入手するための行政手続きが煩雑（総務省）。 ○新法に基づく協力要請・情報の適切な管理等の具体的内容が定まっていない（政策統括官）。 ○教育関連統計における行政記録の活用の在り方について、十分な検討がなされていない（文部科学省）。 ○「漁業センサス」において漁船法に基づく漁船登録の行政記録を活用することが考えられるが、都道府県からは個人情報保護の観点からデータの提供を拒まれている（農林水産省）。 ○行政記録の保有機関及びそのもとなる情報 	<ul style="list-style-type: none"> ○統計作成への行政記録の活用という視点と同時に、行政記録自体も広義の統計という視点も検討してはどうか？（大守） ○行政記録の統計化、あるいは統計作成への利用可能性を探るために、主要な行政記録を所管する府省からのヒアリングを実施（門間）。 ○利用手続き等の制度問題に関しては、関係府省や行政法の専門家等を交えて、統計作成に当たり行政記録を活用するために必要な事項等について具体的に検討してはどうか（門間）。 ○統一コードの付与に向けて既存データの徹底的な突合せに加えて、新設事業所・企業のコードの持ち方について府省庁間で協議・決定（舟岡）。 ○行政記録は基本的に自由に再集計できる形で設計されていない。行政記録の利用は、利用可能な形での採取・保存、行政の透明性を高める一定の加工統計の公表とセットで考えるべき（井伊）。 ○レセプトデータの収集システムが完成すれば、それ

		の提供者である国民の理解を得ること（厚生労働省）。	を統計的に利用することも可能になるのではないか（廣松）。
●ビジネス・フレームの整備	○新統計法において、事業所母集団データベースの整備を規定。 ○平成 20 年度から商業登記簿を活用した事業所・企業データベースの運用を開始予定（総務省）。	○統一コードが存在しないため、異なる情報間での事業所の照合が困難（総務省）。 ○データベース更新のために基本的事項に関する調査が必要（総務省）。	○統一コードの導入の提案を計画に含めるのも一案（大守）。
●民間業務データ（POS データ、IC カード乗車券等）の活用	○「消費者物価指数」(CPI)（総務省）の作成において、一部 POS データを活用。	○継続的に作成・提供される保証がない。統計上有益な民間業務データであっても、企業の事情で提供されない場合も存在（総務省）。 ○POS データは非常に高額（総務省）。 ○IC カード乗車券の活用については、民間事業者の協力が必須（国土交通省）。	○契約によってしばらく先までの供給を確保することはできるのではないか？（大守）
(2) IT の活用など調査手法の見直し	○平成 20 年度から、各府省共同利用のオンライン調査システムの本格運用開始を予定。 ○電子的手段を利用した統計調査の実施（133 調査、19 年 6 月末現在）。	○予算の確保（厚生労働省）。 ○開発に当たり、費用対効果の十分な検討が必要（総務省）。 ○フィッシング等不正行為に対する対策など、インターネット回答の信頼確保のための多角的な対応が必要（総務省）。	○十分なセキュリティ対策が必要。（大守） ○共同利用オンライン調査システムについて、もっと PR をし、使ってもらえるようにしないと宝の持ち腐れになってしまう（廣松）。 ○調査によっては、全てを電子的に行うよりも、回答者に応じた対応と回収方法の与える影響の補正を行うことが重要ではないか。（大守） ○就業構造基本調査などの世帯対象調査において、調査員が実際に調査区を回って国勢調査で作成され

		<ul style="list-style-type: none"> ○オンライン調査を推進する際の客体の環境(PC、スキル等)の向上が必要(文部科学省)。 ○オンライン調査の電子調査票の整備(改修)経費の確保が必要(文部科学省)。 ○投資効果に見合うオンライン調査による回収率向上がみられない(厚生労働省)。 ○事業所・企業を対象とする調査については協力度合いに応じてオンライン化を進めているが、高齢化が進んでいる中小零細な個人農林漁家が対象の中心となる調査での導入は困難である(農林水産省)。 	<p>た地図等を基に、名簿を作成しているが、住民票の情報を活用するなど、よりシステムティックかつ効率的な方法にする必要がある(井伊)。</p>
<p>(4) 民間開放</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○統計調査関連業務の民間開放について、「公共サービス改革基本方針」(平成18年9月閣議決定)に明記。 ○本年5月に、各府省統計主管課長等会議申合せにより「統計調査の民間委託に係るガイドライン」を改定。 ○新統計法において、調査票情報等の適正管理義務、秘密の漏洩等の禁止等の規律を統計調査事務の受託者にも課す旨 	<ul style="list-style-type: none"> ○統計調査の民間開放については、一般に企画を除く調査の実施に関わる業務を包括的に委託することとされているが、なじむ業務、なじまない業務の仕分けなど今後の方針が未確立(総務省)。 ○民間委託を行う場合、質の確保、効率性、受託可能性といった要件を満たすとともに、調査対象者からの信頼感を確保することが必要(総務省)。 ○落札者がいない場合の最終的な統計調査の実施手段の担保(厚生労働省)。 ○民間事業者が登録調査員を活用できるような仕組みの構築(厚生労働省)。 ○秘密漏洩やメイキングを防ぐ観点から、民間事業者あるいは民間事業者に雇用されている 	<ul style="list-style-type: none"> ○官民競争入札等管理委員会の統計調査分科会との連携を密にする必要がある。おそらく「包括的に委託する」という方が少数なのではないか(廣松)。 ○調査企画と品質管理をどうするかがポイント。公務員が行う可能性とこれも民間に委託する可能性があるが、ともにメリット・デメリットが考えられる。公務員が行う場合には、それができる人材を統計の実務がない中でどう育て得るかを考える必要。(大守) ○委託先にはネットワークの維持が必要となるが、規模の経済が大きい分野でもあるので、民間側で有効な競争が維持されるための工夫が必要ではないか?(大守) ○民間開放への適合度は統計によって異なるはず。その点も考慮して、精度維持、秘密保護、効率性、受

	<p>を規定。</p> <p>○上記閣議決定に基づき、本年度、「科学技術研究調査」（総務省）等において民間開放を実施。また、平成20年度から「経済産業省企業活動基本調査」（経済産業省）等において、民間開放を予定。</p> <p>○「統計調査の民間開放の検討・評価に関する懇談会」（総務省）、「統計調査業務における民間事業者の活用等に関する研究会」（経済産業省）において、統計調査の民間開放について検討中。</p>	<p>者の業務プロセス管理（厚生労働省）。</p> <p>○農林水産統計調査は他の統計調査とは異なり、農政改革の推進と一体的にフェース・トゥー・フェースによる調査手法でなければ正確な調査結果が得られないものであるため、調査精度の維持に十分配慮しながら民間開放を推進する必要がある（農林水産省）。</p> <p>○民間事業者の活用を行う場合、統計の品質を維持するためには官庁側のノウハウが失われぬ工夫、事業者が変わる度に指導コストが必要、事業者側のインセンティブ確保、必要十分な予算の確保等の課題あり（経済産業省）。</p> <p>○統計調査業務に関する市場を適正に形成するための環境整備が課題（経済産業省）。</p> <p>○統計の品質の維持、コスト削減や業務の効率化、統計市場の健全な形成（民間事業者の受注可能性の確保）の観点から、民間事業者の活用に関する課題を検討することが必要（経済産業省）。</p>	<p>託可能性等の観点から慎重に検討すべき（門間）。</p> <p>○これまでの試行結果を踏まえて、対象とする統計調査や業務の範囲について何らかの結論を下すべき時期にある。市場化テストのために、ただでさえ乏しい統計調査の資源が国及び地方で酷使されている（舟岡）。</p>
<p>（6）国民・企業への広報・啓発活動、統計教育の拡充</p>	<p>○広報・啓発関係 ・「統計の日」のイベント等の実施。 ・教育関係者を対象とした「統計指導者講習会」の実施。</p>	<p>○統計全体の啓発と個別調査の広報の効果的な連携が必要（総務省）。</p> <p>○予算の確保（厚生労働省）。</p> <p>○これまでの取組が調査環境の改善につながっていない（厚生労働省）。</p>	<p>○統計白書の創刊も一案。その中に教材として使えるものも盛り込んでどうか？（大守）</p> <p>○各省庁の広報努力の必要性は勿論だが、内閣府、統計委員会でも基幹統計全体の必要性についての啓発活動が必要（阿藤）。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・統計調査の利活用事例をまとめたパンフレット等の作成。 ○HP 上に統計教育のためのサイトを開設（総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省）。 		<ul style="list-style-type: none"> ○大学、大学生の数は増えたが、図書館に十分な統計書をそろえている大学は極めて少ないのが現状ではないか。それだけに、基幹統計などの最新統計は勿論、それらの過去の統計についても、できるだけ広範囲に、かつできるだけ遡って、インターネットでアクセスできるようにすることが望まれる（阿藤）。
3 統計の利活用関係			
<ul style="list-style-type: none"> (1) 匿名データの作成・提供 (2) オーダーメイド集計 	<ul style="list-style-type: none"> ○新統計法において、匿名データの作成・提供及び委託による統計の作成等（オーダーメイド集計）について規定。 ○「統計データ利用促進検討会議」（6省で構成）において、新統計法の全面施行時まで、匿名データの作成・提供及びオーダーメイド集計に関するガイドラインを作成すべく検討中。また、このガイドラインに係る 		<ul style="list-style-type: none"> ○匿名データの作成、オーダーメイド集計、データアーカイブの構築について、各省の努力はもちろんであるが、統計局が中心となって整備していくことが望ましいのではないかと（阿藤）。 ○個人・世帯の統計については、既に海外の多くの国で公開利用マイクロデータ（Public Use Microdata）が提供されている。日本の政府機関で提供できない理由が見当たらない。海外の事例を参考にして、許容される程度の誤差を含んだ安全性についても相当程度保証される「公開用」マイクロデータの提供を早急に開始すべきである（美添）。 ○業務負担の増加にどう対応するか、どのような基準で利用者負担を求めるか、といった問題と一体的に解決する必要（大守）。

	<p>技術的な課題については、本年10月から、「統計データの二次利用促進に関する研究会」（学識経験者5人で構成）において検討中。</p> <p>○匿名データの試験的作成を一橋大学と共同で、実施(総務省)。</p>	<p>【匿名データ】</p> <p>○秘匿方法など作成方法の検討（総務省）。</p> <p>○匿名データの対象となる統計調査の検討及び秘匿措置の在り方（文部科学省）。</p> <p>○匿名データについては、国民の信頼を確保するため、匿名化の基準が必要（厚生労働省）。</p> <p>○匿名データは、ニーズに応じて作成すべき（国土交通省）。</p> <p>【オーダーメイド集計】</p> <p>○オーダーメイド集計については、以下の点などの検討が必要</p> <p>(1)依頼内容によっては、少ないサンプル数による集計依頼など統計への信頼性を欠くような場合。</p> <p>(2)集計の仕方の知的財産権。</p>	<p>○技術的検討（特に具体的なデータを用いて、匿名化の手法に関する検討）を早急に行う必要がある（廣松）。</p> <p>○政府統計の匿名化の窓口となる機関を統計委員会に設置し、一般からの要望の受付、学会との連携、各省庁への申し入れ・交渉を担当する。必要であれば、個別具体的な統計の匿名化措置や公開方法の例示などコンサルタント機能をもたせる（井伊）。</p> <p>○匿名化データの提供方法については日本経済学会も提言をまとめており、参考にするべき（井伊）。</p> <p>○匿名化が難しいと考えられている事業所系の統計については、オンサイトの設立を含めて検討すべき（井伊）。</p>
--	--	---	--

		<p>(3)秘匿措置の基準。(厚生労働省)</p> <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○コストの設定・回収(手数料)(総務省)。 ○二次的利用に対応する体制の整備(総務省、文部科学省)。 ○人員及び予算の確保(厚生労働省)。 ○報告者の心理的抵抗への危惧(厚生労働省)。 ○報道機関、国会議員、地方公共団体等から公表資料以外の集計を短い期間に要望されることが多いが、職員数が限られており、負担が大きい(国土交通省)。 ○新統計法施行後には、匿名データ及びオーダーメイド集計の依頼があると考えられるが、現状の職員数では対応が困難である(国土交通省)。 	<ul style="list-style-type: none"> ○各省の対応に任せた場合、予算、人員の不足により(あるいは、それを理由にして)2次的利用が進まない可能性が大きい。これに対する突破口を議論する必要がある(阿藤)。 ○国民の理解を得るための方策の検討(廣松)。 ○統計センターの位置付け(各府省の共同利用施設とすることの可能性と是非)(廣松)。
<p>(3) データ・アーカイブ(ウェアハウス)の整備</p>	<p>○「統計データ利用促進検討会議」において、統計データアーカイブの在り方等について検討中。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○整備に向けたリソースの確保(総務省)。 ○調査票の電磁的記録の保存年限の見直し(文部科学省)。 ○保存のための予算確保(厚生労働省)。 ○電子化以前の紙の調査票、過去の調査様式や記入要領は、大量であることから、すぐに閲覧することができない状態である。また、経年による劣化が心配される(国土交通省)。 ○データ・アーカイブのイメージ、在り方についての共通認識がない(政策統括官)。 	<ul style="list-style-type: none"> ○項目の名称が適切でない。データアーカイブは国際的な標準的名称であり、その設立に関する問題をここにまとめて整理すべきである。データウェアハウスという名称が別の内容を意味するなら項目を分けるべきだし、諸外国のデータアーカイブと同じ内容を意味するのであれば、別の名称を用いるのは議論を混乱させるだけである(美添)。 ○リアルタイム・データベース(過去に発表したデータを上書きせずに残す)の整備やその基準の作成も課題ではないか?(大守) ○国立国会図書館、国立公文書館などの国家記録の保

		<p>○個票データ及びメタデータの可能な限り長期的な保存についての基準が必要（厚生労働省）。</p> <p>○メタデータの永年保存のための措置方法の明確化（厚生労働省）。</p>	<p>存機関、学会との役割分担を明確化するべき（井伊）。</p> <p>○過去の記録に遡った保存状態の把握が必要（井伊）。</p> <p>○統計委員会として指針を作成すべき（一般統計についても同様）（廣松）。</p>
<p>（４）各府省でのデータ共有の促進</p>	<p>○「SSDS（社会・人口統計体系）データ共有システム」を開発し、平成 16 年以降、SSDS で収集・整備している全データを各府省に対して提供（総務省）。</p> <p>○平成 20 年度から政府統計共同利用システムの本格運用を開始予定。</p>	<p>○政府統計共同利用システムの運用経費が高額である（国土交通省）。</p> <p>○政府統計共同利用システムの統計表管理システム等への登録体制の整備（文部科学省）。</p> <p>○過去データの登録整備（文部科学省）。</p>	<p>○各府省での共有と、一般的な公開（国民との共有）との関係の整理が重要ではないか？（大守）</p>

注）「政策統括官」とは、総務省政策統括官（統計基準担当）を指す。